

栃木市・西方町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、栃木市・西方町合併協議会規約（以下「規約」という。）

第16条の規定に基づき、栃木市・西方町合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に關し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、栃木市及び西方町（以下「関係市町」という。）の負担金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算に係る予算書の写しを関係市町の長に送付するものとする。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会にかかる既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

(会長の専決処分)

第4条 会長は、協議会を招集する暇がないと認めるときは、第2条第2項及び前条第1項の規定にかかわらず、当該予算について専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、会長は、当該予算に係る予算

書の写しを関係市町の長に送付するものとする。

- 3 第1項の規定により専決処分をしたときは、会長は、これを協議会に報告し、承認を求めなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第5条 歳入予算の科目の区分は、別表第1のとおりとする。

- 2 歳出予算の科目の区分は、別表第2のとおりとする。
- 3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の科目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 協議会に属する現金は、銀行その他の金融機関にこれを預け入れる等、確実な方法で管理しなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務を処理する。

(予算の流用及び予備費の充当)

第8条 予算の流用及び予備費の充当は、栃木市の予算の例によるものとする。

- 2 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充当をしたときは、協議会に報告しなければならない。

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後3か月以内に協議会の決算を調製し、規

約第15条第1項の規定に基づき監査に付するものとし、同条第2項に規定する報告を受けた後、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の承認を得たときは、当該決算に係る決算書の写しを関係市町の長に送付するものとする。

(収入及び支出の手続)

第10条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、栃木市の例によるものとする。

2 協議会出納員は、予算差引簿その他必要な簿冊等を備え、出納の管理を行うものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年7月20日から施行する。

別表第1（第5条関係）

歳入予算の科目の区分

| 款 | 項 | 目 |
|-------|-------|-------|
| 1 負担金 | 1 負担金 | 1 負担金 |
| 2 諸収入 | 1 諸収入 | 1 諸収入 |

別表第2（第5条関係）

歳出予算の科目の区分

| 款 | 項 | 目 |
|-------|---------|---------|
| 1 運営費 | 1 会議費 | 1 会議費 |
| | 2 事務費 | 1 事務費 |
| 2 事業費 | 1 事業推進費 | 1 事業推進費 |
| 3 予備費 | 1 予備費 | 1 予備費 |